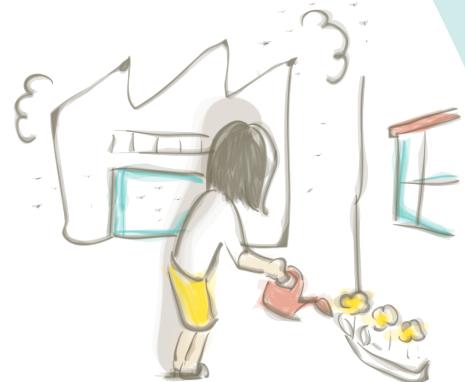


思い当たりませんか？ こんなこと



- ・仕事でアスベストを扱っていた
- ・建築関係の仕事をしていた
- ・工場に入りしていた
- ・医師から中皮腫・肺がん（※）と診断された

※他に石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水など。

アスベストを吸い込んでから発症までに40年前後の
潜伏期間が報告される例もあります。

- ・昔、アスベスト製品の工場が家の近くにあった



アスベストによる被害を受けた人は、年代・疾患などにより
最大 1300万円 を国から受け取れる可能性があります。

その他さまざまな救済手続きがあります。

私たち弁護士に
ご相談ください



アスベスト・じん肺被害救済東海弁護団

代表弁護士：愛知県弁護士会 田巻紘子

<https://asbestos110.jp/>



初回相談
無料

おもな救済手続きと対象となる人

建設現場で働いていた方

給付金 550万円～1300万円

- ①昭和 47～平成 16 年に建設業務に従事し
- ②石綿関連の病気（※）にかかった
- ③労働者、一人親方・中小事業主（家族従事者等を含む）（本人またはご遺族）

石綿工場で働いていた方

給付金 550万円～1300万円

- ①昭和 33 年～46 年の間に、局所排気装置を設置すべき石綿工場内で働き
- ②石綿関連の病気（※）にかかった方

※石綿関連の病気とは…中皮腫、肺がん、石綿肺など

仕事でアスベストを吸い込んで発病した労働者の方は、**労災を申請**して療養補償、傷病年金、遺族年金などの給付を受けられる場合があります。

労働者以外の方（一人親方、家族）や**労災が時効**で請求できない場合も給付金を受けられる場合があります。（石綿救済法）

仕事上アスベストを吸い込んだ疑いがあると証明した労働者の方は、**発病していないても健康管理手帳**をもらって年 2 回無料で健診を受けられます。

アスベストを吸い込む原因を作った相手（勤務先の会社など）に**裁判で損害賠償を請求**することも考えられます。



アスベスト・じん肺被害救済東海弁護団

アスベストなどの粉じんによって健康被害を受けている労働者や住民の方々が法律によって救済されることを目指す弁護士の集まりです。

愛知、岐阜、三重の弁護士約 20 名が所属し、2005 年の弁護団結成以来、現在の石綿関連の救済制度ができる前から、主治医の意見では労災と判断されなかった案件、労災不支給決定がなされた案件、困難な事件・裁判などにも、専門医による医学的アドバイスを受けながら、被害者の救済に積極的に取り組んできました。

主な活動としては、日常的な法律相談のほか、専門医と共同の無料電話法律相談（年 2 回）、労災申請や国・会社への示談交渉・裁判手続の代理などを行っています。また、全国各地の弁護士と連携し、アスベストや被害救済手続に関する情報交換を行っています。

詳しい活動内容やアスベストの問題に関する情報は、ホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

愛知

052-682-3211
名古屋南部法律事務所
担当弁護士：田巻 紘子

岐阜

058-214-8714
見田村法律事務所
担当弁護士：見田村 勇磨

三重

059-273-6991
ビオス法律事務所
担当弁護士：木村 夏美